



会 長	副 会 長		庶務理事	会計理事	事務局長
次 長	課 長	課長代理	係 長	担 当	受 付
中澤	中澤				岡村

7 高在療第 154 号
令和 7 年 9 月 18 日

高知県医師会 会長 様

高知県健康政策部在宅療養推進課長
(公 印 省 略)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令による
へき地の医療機関への医師、看護師等の派遣に伴う事前研修の実施方法の改正について

本県の医療行政の推進につきまして、日頃からご協力いただきありがとうございます。

さて、令和3年4月1日に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等
に関する法律施行令（以下「法律施行令」という。）」が改正され、従来派遣が原則として禁
止されていた看護師等について「へき地」に限定し、へき地医療支援機構が実施する「事前
研修」を受講した場合は、へき地にある病院等への派遣が可能となっております。この「事
前研修」の実施方法については、令和4年3月9日付け3高医政第1311号でお知らせして
おりましたが、実施方法について別添の通り改正いたしましたので、会員各位への周知をよ
ろしくお願いします。

記

改正箇所

別添 新旧対照表のとおり

参考

法律施行令については、別添の厚生労働省通知等をご参照ください。

【担当】

高知県健康政策部在宅療養推進課 小笠原、三谷
〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
(TEL)088-823-9104 (FAX)088-823-9137
(Email) 131401@ken.pref.kochi.lg.jp

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令による へき地の医療機関への医師、看護師等の派遣に伴う事前研修の実施方法について

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

新	旧
1 実施主体 派遣先医療機関、派遣元事業主と十分な調整を行った上で、<u>高知県へき地医療支援機構</u>が中心となって行う。 2 事前研修の内容と資料作成について 3 研修事業の実施スキーム ①派遣先医療機関と派遣元事業主の間で派遣契約を締結し、事前研修資料を作成 ②派遣元事業主から、高知県へき地医療支援機構に対し、事前研修実施計画書(別紙1)及び事前研修資料(2)①～③を提出 ③高知県へき地医療支援機構において、②で提出された資料を確認後、高知県へき地医療支援機構において<u>その内容を補完する資料を提供</u> ④派遣元事業主において、派遣労働者に対し、事前研修を実施 ⑤研修修了後、派遣元事業主から高知県へき地医療支援機構に対して、事前研修修了報告書(別紙2)を提出 ⑥派遣元事業主に対して、事前研修修了確認書(別紙3)、事前研修修了証明書(別紙4)を発行 ⑦派遣労働者に対して事前研修修了証明(別紙4)を手交	1 実施主体 派遣先医療機関、派遣元事業主と十分な調整を行った上で、<u>高知県へき地医療支援機構(高知県医療政策課医師確保担当)</u>が中心となって行う。 2 事前研修の内容と資料作成について 3 研修事業の実施スキーム ①派遣先医療機関と派遣元事業主の間で派遣契約を締結し、事前研修資料を作成 ②派遣元事業主から、高知県へき地医療支援機構に対し、事前研修実施計画書(別紙1)及び事前研修資料(2)①～③を提出 ③高知県へき地医療支援機構において、②で提出された資料を確認後、高知県へき地医療支援機構において<u>作成した事前研修資料を提供</u> ④派遣元事業主において、派遣労働者に対し、事前研修を実施 ⑤研修修了後、派遣元事業主から高知県へき地医療支援機構に対して、事前研修修了報告書(別紙2)を提出 ⑥派遣元事業主に対して、事前研修修了確認書(別紙3)、事前研修修了証明書(別紙4)を発行 ⑦派遣労働者に対して事前研修修了証明(別紙4)を手交

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令によるへき地の医療機関への医師、看護師等の派遣に伴う事前研修の実施方法について

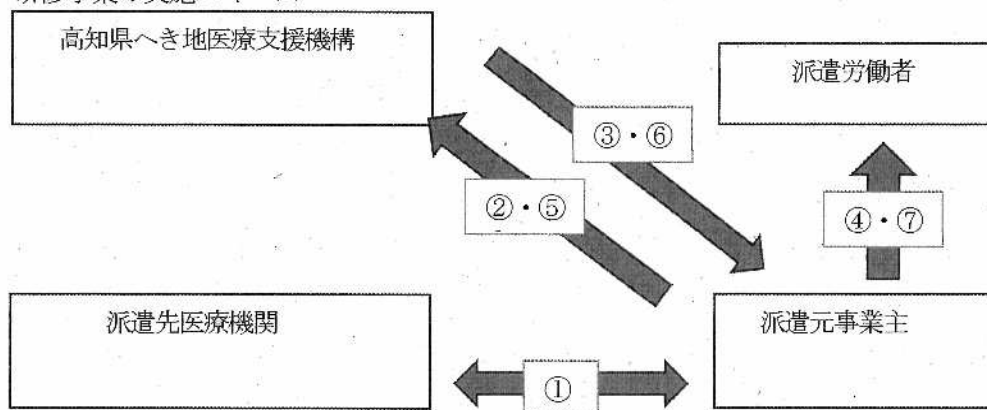
1 実施主体

派遣先医療機関、派遣元事業主と十分な調整を行った上で、高知県へき地医療支援機構が中心となつて行う。

2 事前研修の内容と資料作成について

事前研修の内容	作成主体
①地域におけるへき地医療拠点病院等の医療機関や消防・警察等の関係機関との連携体制のあり方について	派遣元事業主と派遣先医療機関が共同して資料を作成。 へき地医療支援機構が、その内容を補完する資料を提供。
②へき地において特に必要とされる、救急医療や在宅医療等に関する知識等について	
③派遣先の地域固有の自然環境や生活環境（気候・地形、疾病構造・風土病、ライフラインの整備状況等）について	

3 研修事業の実施スキーム



- ①派遣先医療機関と派遣元事業主の間で派遣契約を締結し、事前研修資料を作成
- ②派遣元事業主から、高知県へき地医療支援機構に対し、事前研修実施計画書（別紙1）及び事前研修資料（2）①～③を提出
- ③高知県へき地医療支援機構において、②で提出された資料を確認後、高知県へき地医療支援機構においてその内容を補完する資料を提供
- ④派遣元事業主において、派遣労働者に対し、事前研修を実施
- ⑤研修修了後、派遣元事業主から高知県へき地医療支援機構に対して、事前研修修了報告書（別紙2）を提出
- ⑥派遣元事業主に対して、事前研修修了確認書（別紙3）、事前研修修了証明書（別紙4）を発行
- ⑦派遣労働者に対して事前研修修了証明（別紙4）を手交

※高知県が医療従事者の派遣調整を行うものではなく、事前研修の実施方法について定めたもの。

※実施にあたっては、労働者派遣法等関係法令の規定に従い実施する必要がある。

別紙1

番号

令和●●年●●月●●日

高知県へき地医療支援機構 様

〇〇（派遣元事業主名）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令によるへき地の医療機関
への看護師等の派遣にかかる事前研修実施計画書

標記について、下記の通り事前研修を実施する予定ですのでご報告いたします。

記

- | | |
|-------------|------------------------|
| 1 派遣労働者氏名 | 山田 太郎 |
| 2 職種 | 医師、看護師、薬剤師 等 |
| 3 派遣先医療機関 | ●●病院 |
| 4 派遣期間 | 令和○年○月○日～令和○年○月○日 |
| 5 派遣先での業務内容 | 診療業務、診療補助、調剤業務 等 |
| 6 事前研修 | 令和○年○月○日（○） 9：00～12：00 |
| 実施予定日時 | 令和○年○月○日（○） 9：00～12：00 |
| 7 研修実施場所 | ●●ビル会議室及びWEB研修 |
| 8 研修内容 | 別紙資料に基づき実施予定 |

（担当）

〒000-0000

●●県●●市・・・

派遣元事業主 ●●課 山田 次郎

TEL

MAIL

別紙2

番号

令和●年●月●日

高知県へき地医療支援機構 様

〇〇 (派遣元事業主名)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令によるへき地の医療機関への看護師等の派遣にかかる事前研修修了報告書

標記について、下記の通り事前研修を実施しましたのでご報告いたします。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 派遣労働者氏名 | 山田 太郎 |
| 2 職種 | 医師、看護師、薬剤師 等 |
| 3 派遣先医療機関 | ●●病院 |
| 4 派遣期間 | 令和○年○月○日～令和○年○月○日 |
| 5 派遣先での業務内容 | 診療業務、診療補助、調剤業務 等 |
| 6 事前研修実施日時 | 令和○年○月○日 (○) 9:00～12:00
令和○年○月○日 (○) 9:00～12:00 |
| 7 研修実施場所 | ●●ビル会議室及びWEB 研修 |
| 8 研修内容 | 別紙資料に基づき実施
その他、派遣労働者からの質疑等に対応 |

(担当)

〒000-0000

●●県●●市・・・・

派遣元事業主 ●●課 山田 次郎

TEL

MAIL

別紙3.

番号

令和●年●月●日

派遣元事業主 様

高知県へき地医療支援機構

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令によるへき地の医療機関への看護師等の派遣にかかる事前研修修了確認書

標記について、下記の通り事前研修が行われたことを確認しましたので、当該派遣労働者に対し、別添のとおり事前研修修了証明書を発行いたします。

事前研修修了証明書につきましては、貴職より当該派遣労働者に対し、手交頂きますようお願いいたします。

記

- 1 派遣労働者氏名 山田 太郎
- 2 職種 医師、看護師、薬剤師 等
- 3 派遣先医療機関 ●●病院
- 4 派遣期間 令和4年12月1日～令和5年3月31日
- 5 派遣先での業務内容 診療業務、診療補助、調剤業務 等
- 6 事前研修実施日時 令和○年○月○日 (○) 9:00～12:00
令和○年○月○日 (○) 9:00～12:00
- 7 研修実施場所 ●●ビル会議室及びWEB研修
- 8 研修内容 別紙資料に基づき実施
その他、派遣労働者からの質疑等に対応

山田 太郎 様

高知県へき地医療支援機構

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令によるへき地の医療機関
への看護師等の派遣にかかる事前研修修了証明書

あなたは、下記のとおり派遣されるにあたり、診療の補助等を円滑に行うために必要な研修を修了した
ことを証明します。

記

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 職種 | 医師、看護師、薬剤師 等 |
| 2 派遣先医療機関 | ●●病院 |
| 3 派遣期間 | 令和○年○月○日～令和○年○月○日 |
| 4 派遣先での業務内容 | 診療業務、診療補助、調剤業務 等 |

医政発 0302 第 14 号
職 発 0302 第 5 号
子 発 0302 第 1 号
老 発 0302 第 6 号
障 発 0302 第 1 号
令和 3 年 3 月 2 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省老健局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令」(令和3年政令第40号。以下「改正政令」という。)が令和3年2月25日に公布され、令和3年4月1日より施行されることとなったところである。その改正の概要、留意事項等は以下のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体等にその周知徹底を図り、その円滑な運用に万全の対応をしていただくようお願いしたい。

第1 ヘキ地の医療機関への看護師等の派遣について

1 改正の概要

病院等(※1)において医師、看護師等が行う医療関連業務については、病院等が派遣労働者となる医療資格者を特定できないことによってチーム医療に支障が生じるとの指摘等を考慮し、原則禁止とされているところであるが、今般、ヘキ地にある病院等において、看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師(以下「看護師等」という。)が行う診療の補助等(※2)の業務について、労働者派遣を認めることとしたもの。

なお、改正内容については、別紙1を参照されたい。

(※1)「病院等」とは、次の①から⑥までに掲げるものを指す。

①医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院

②医療法第1条の5第2項に規定する診療所（以下に掲げるものを除く。）

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設の中に設けられた診療所

- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号（※）に規定する救護施設の中に設けられた診療所

- ・生活保護法第38条第1項第2号（※）に規定する更生施設の中に設けられた診療所

- ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホームの中に設けられた診療所

- ・老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームの中に設けられた診療所

- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条に規定する養護事業を行う施設の中に設けられた診療所

※ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。

③医療法第2条第1項に規定する助産所

④介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設

⑤介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院

⑥医療を受ける者の居宅（介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護及び同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。）

(※2)「診療の補助等」とは、次の①から④までに掲げるものを指す。

①保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条及び第6条に規定する業務

②薬剤師法（昭和35年法律第146号）第19条に規定する調剤の業務

③診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第2条第2項及び第24条の2に規定する業務

④臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の2第1

項に規定する業務

2 改正の趣旨

へき地にある病院等において看護師等が行う診療の補助等の業務については、地域によって看護師等の確保が困難となっている場合があることから、看護師等の確保のための選択肢の一つとして看護師等の労働者派遣を認める必要性が高いこと等から認めることとしたものであること。

派遣先である病院等は、派遣労働者の受入れに当たっては、これら改正の趣旨を十分踏まえること。

なお、今回講じる措置については、看護師等の確保の選択肢の一つとして労働者派遣の形態によることを可能とする趣旨であり、看護師等の確保に当たって必ず労働者派遣の形態によらなければならないこととするものではない。また、従前から行われている人事異動や退職・再就職等の形態による看護師等の確保は、労働者派遣の形態による看護師等の確保とは異なるものであり、本通知の対象となるものではないが、その場合についても他の労働関係法令を遵守すべきことは当然であるので、御留意いただきたい。

3 看護師等の業務について労働者派遣を行うことが可能なへき地の範囲

看護師等の労働者派遣を行うことが可能となったへき地とは、以下のいずれかの地域をその区域内に含む厚生労働省令で定める市町村であること。

なお、厚生労働省令で定める市町村については、別添1を参照されたい。

- ・ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の区域」
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する「奄美群島の区域」
- ・ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する「辺地」
- ・ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された「振興山村の地域」
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する「小笠原諸島の地域」
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する「過疎地域」
- ・ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する「離島の地域」

4 労働者派遣制度の趣旨・概要

労働者派遣制度の趣旨・概要については以下のとおりであるが、同制度の詳細については別添2のパンフレットを参照されたい。

なお、労働者派遣制度の詳細について不明な点等があれば、適宜、都道府県労働局に参照されたい。

(イ) 労働基準法等の適用

労働者派遣制度においては、派遣先に対して、労働基準法、労働安全衛生法等に基づく事業主としての責務の一部（労働時間の管理、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等）が課せられていること。

(ロ) 労働者派遣制度の趣旨

労働者派遣制度は、臨時的・一時的な労働力の需給調整のための制度として位置づけられるものであり、この考え方に基づき、原則として派遣期間の制限が設けられていること。

(ハ) 派遣期間の制限

派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所（以下「派遣先の事業所等」という。）ごとの業務について、派遣元事業主から原則3年である派遣可能期間を超える期間継続して有期雇用の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならないこととされていること（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「法」という。）第40条の2第1項）。

また、派遣先は、当該派遣先の事業所等ごとの業務について、過半数労働組合等の意見を聴いた上で、派遣可能期間を延長することができることとされている（法第40条の2第3項）が、その場合において、派遣先の事業所等における組織単位ごとの業務について、3年を超える期間継続して同一の有期雇用の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならないこととされていること（法第40条の3）。

(ニ) 派遣労働者を特定することを目的とする行為の制限

派遣先は、労働者派遣契約を締結する際、派遣労働者を特定することを目的とする行為（事前面接や履歴書の送付等）をしないよう努めなければならないこととされていること（法第26条第6項）。

また、派遣元事業主は派遣先による派遣労働者を特定することを目的とする行為に協力してはならないこととされていること（派遣元事業主が講ずべき措

置に関する指針)。

(ホ) 派遣先責任者の選任

派遣先は、事業所その他派遣就業の場所ごとに労働者派遣された派遣労働者に関する就業の管理を一元的に行う派遣先責任者を選任し、派遣労働者の適正な就業を確保しなければならないこと（法第41条）。

(ヘ) 派遣先管理台帳の作成・管理

派遣先は、労働日、労働時間等の派遣労働者の就業実態を的確に把握するため、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、派遣就業をした日、派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間等の事項を記載しなければならないこと（法第42条）。

5 ヘき地にある病院等における医療関連業務に派遣労働者を受け入れる際の留意点

既にへき地にある病院等への労働者派遣が認められている、医師が行う医療と同様、今般の改正において、へき地にある病院等において看護師等が行う診療の補助等の業務について労働者派遣を認めることとしたところであるが、労働者派遣により労働者を確保する場合には、事前に派遣される看護師等を特定することができないこと等労働者派遣制度の特性を十分に踏まえるとともに、診療の補助等の業務の適正実施の観点から、以下の点に留意の上、適切に対応する必要があること。

(イ) 派遣元事業主の選定に当たっての留意事項

労働者派遣制度においては、派遣元事業主及び派遣先においてそれぞれ責任者を選任し、派遣労働者からの苦情の処理等の業務に当たらせることとしているところであるが、医療関連業務の専門性等にかんがみると、医療資格者の派遣を行う派遣元事業主は、医療資格者である派遣労働者からの相談・苦情等に適切に対応し得る体制（専門的なスタッフの配置等）を有していることが望ましいものであり、派遣先である病院等は、こうした派遣元事業主である病院等の開設者を選定することが望ましいこと。

また、派遣先となる病院等は、社会保険・労働保険への加入や適切な休暇の付与等の雇用管理が適正になされていることに加え、必要な教育訓練を適切に実施している等の適切な派遣元事業主を選定することが重要であること。

なお、へき地にある病院等が診療の補助等の業務について看護師等を派遣労働者として受け入れる場合には、(二)に示した事前研修を受けた看護師等を

派遣するよう派遣元事業主に対し求め、当該研修を受けた看護師等であることの確認を行うこと。

(ロ) 業務内容の把握と派遣元事業主に対する適切な説明

派遣先となる病院等は、労働者派遣契約を締結するに当たっては、派遣労働者が従事する業務の内容を把握し、当該業務を行うために求められる知識、技術又は経験等について、派遣元事業主に対して事前に十分説明し、派遣元事業主がそのニーズに応じた労働者の選定ができるよう努めること。

したがって、看護師等について派遣を受ける場合には、以下に例示するような条件を付けることは可能であること。

(例) 勤務年数、へき地における業務経験、病院等における救急業務への従事経験

(ハ) 労働者派遣契約における必要な条件の設定

労働者派遣契約を締結する際には、派遣元事業主の都合により頻繁に派遣労働者が変更されることのないよう、派遣を受ける病院等が希望する場合、①派遣労働者は、当該病院等における就業開始後に、就業の継続を拒否する自由を妨げられないこと、②派遣労働者の年次有給休暇、育児休業等の取得等の派遣労働者の権利（派遣元事業主と派遣労働者との雇用契約上の権利を含む。）を害することのないことを明らかにした上で、派遣元事業主が選定した派遣労働者を継続的に派遣する趣旨の規定を労働者派遣契約に盛り込むなど、派遣労働者の交替について事前に契約事項として定めておくことは可能であること。

(二) 派遣就業前の事前研修の実施

へき地にある病院等に看護師等の労働者派遣を行うに当たっては、派遣元事業主は、医療関連業務がチームにより一体として行われるものであることに加え、へき地においては、対応すべき医療のニーズが広範にわたり得るという特性にかんがみ、へき地にある病院等への派遣後に診療の補助等の業務を円滑に行うために必要な研修（以下「事前研修」という。）をあらかじめ受けた看護師等を派遣すべきであり、他方、派遣先となるへき地にある病院等が派遣労働者として看護師等を受け入れるに当たっては、事前研修を受けた看護師等を受け入れるべきであること。

その際、研修を受けた看護師等であるかどうかの確認は、事前研修を修了した旨の証明書により行うこと。

なお、事前研修を受けさせず看護師等の派遣を行っていることが判明した場合には、派遣元事業主及び派遣先の医療機関双方に対し、事前研修を受けさせ

てから就業させるよう、助言・指導の対象となるものであること。

事前研修の実施主体、内容等については、一般的には、以下のようなものが望ましいと考えられる。ただし、派遣先となる病院等の意向を十分に確認した上で、派遣される看護師等の個人的な属性（へき地勤務経験等）や労働者派遣契約の内容（勤務場所、期間、業務内容の特約等）等に応じた取扱いをしても差し支えないこと。

① 事前研修の実施主体

各都道府県のへき地医療支援機構等が中心となつて行うものであること。

② 事前研修の内容

- ・ 地域におけるへき地医療拠点病院等の医療機関や消防・警察等の関係機関との連携体制のあり方について
- ・ へき地において特に必要とされる、救急医療や在宅医療等に関する知識等について
- ・ 派遣先の地域固有の自然環境や生活環境（気候・地形、疾病構造・風土病、ライフラインの整備状況等）について

③ 事前研修の期間について

最低6時間以上であることが望ましいこと。

④ 事前研修を修了した旨の証明について

当該看護師等が事前研修を修了したと認められる場合には、へき地医療支援機構等事前研修の実施主体において、その旨の証明書を発行すること。

⑤ 事前研修を実施する必要のない者について

事前研修の実施については、上記のとおり、派遣先となる病院等の意向を十分に確認した上で、一定の柔軟な取扱いをすることも可能であるが、少なくとも、今般の改正政令に基づきへき地へ派遣され、1年以上勤務した経験を有する者又はそれと同等以上の経験を有すると認められる者（「へき地保健医療対策事業について」（平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知）に定めるへき地診療所に1年以上勤務した経験を有する者又は同通知に定めるへき地医療拠点病院に1年以上勤務し、かつ、巡回診療若しくはへき地診療所へ一時的に派遣され当該診療所における業務等に従事した経験を有する者等）に対しては、事前研修を実施する必要はないものとして取り扱って差し支えないこと。

ただし、この場合にあつても、派遣先となる病院において当該業務経験を有することを確認できるよう、事前研修を修了した旨の証明書に代わる書類を用意するとともに、派遣先の地域固有の状況等について十分に理解した上で業務に従事することが望ましいこと。

(ホ) 派遣労働者である看護師等に対する教育訓練等

労働者派遣制度においては、派遣元事業主が派遣労働者の教育訓練の機会の確保に努めること等とされているほか、派遣先においても、派遣労働者の教育訓練・能力開発について可能な限り協力し、必要に応じて教育訓練に係る便宜を図るよう努めなければならないこととされている。

この点、(二) のとおり、へき地においては、対応すべき医療ニーズが広範にわたり得ることから、事前研修を受けた看護師等を派遣すべきこととしているが、派遣労働者である看護師等を受け入れる病院等は、派遣元からの求めの有無等にかかわらず、当該看護師等を受け入れた後であっても、派遣先の地域固有の状況等に、より即応した内容・形態等の研修を必要に応じ行うなど、へき地において診療の補助等の業務が円滑に行われるよう教育訓練の機会の確保に努めること。

(ヘ) 派遣労働者である看護師等の適正な就業条件の確保等

労働者派遣制度においては、派遣先に対して、派遣先責任者の選任等の一定の責務が課せられているほか、労働基準法、労働安全衛生法等に基づく事業主としての責務の一部（労働時間の管理、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等）が課せられている。

また、派遣先である病院等は派遣労働者を受け入れるに当たって、社会保険・労働保険への加入の有無を確認し、派遣労働者が社会保険・労働保険に加入していない場合には派遣元事業主に対して、その理由を明らかにするよう求めること。

その際、加入していない理由が適正でないと考えられる場合には、派遣元事業主に対し、社会保険・労働保険に加入させてから派遣するよう求めること。派遣先である病院等は、派遣労働者である看護師の受入れに当たりこれらの措置を適切に講じなければならないこと。

(ト) その他派遣労働者受入後の対応

派遣先となる病院等は、派遣労働者を受け入れた場合には、当該派遣労働者と当該病院等において直接雇用している医師・看護師等の医療職やその他の職員との相互の能力把握や意思疎通が十分になされるよう、必要な措置を講じるよう努めること。

また、派遣労働者からの苦情や相談に対応し得る体制を派遣先責任者の活用等により整え、当該苦情等の適切かつ迅速な処理を図らなければならないこと。

(チ) 円滑な業務引継のための対応

派遣先である病院等においては、医療が生命・健康に大きく関わるものであることを十分に踏まえ、派遣労働者の交代により業務の引継ぎの必要が生じた場合でも円滑に業務の引継ぎができるよう、業務に関する記録の作成や管理方法等の標準化に努めること。

(リ) 期間制限の遵守

今般の改正においてへき地にある病院等が診療の補助等の業務について看護師等を派遣労働者として受け入れる場合には、第1の4(ハ)のとおり、派遣の期間制限を遵守すること。

なお、期間制限を超えて、派遣労働者を受け入れた場合には、助言・指導及び勧告等の対象となるものであること。

(ヌ) 医療法に定める看護師等の員数の算定方法について

今般の改正により、病院等における診療の補助等の業務に派遣労働者を受け入れる場合、医療法第25条の規定に基づく立入検査において派遣労働者である看護師等の員数を算定する際には、当該看護師等の勤務の実態により、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の要綱について」(平成13年6月14日付け医薬発第637号・医政発第638号厚生労働省医薬局長・医政局長連名通知。以下「立入検査要綱」という。)の算定方法によることとし、具体的には、原則として病院で定めた勤務時間のすべてを勤務する者については常勤、それ以外の者については非常勤とみなし、立入検査要綱の別紙「常勤医師等の取扱いについて」の「6.(1) 準用」に定める方法により算定すること。

(ル) 責任の所在の明確化

一般に、派遣労働者の業務遂行に伴い患者等の第三者に損害を与えた場合、派遣元事業主と派遣先との間においては、派遣労働者に対して指揮命令を行う病院等が派遣先として損害賠償責任を負うものと考えられることを前提に、派遣元事業主との間で労働者派遣契約を締結する際には、損害賠償を含む責任の所在について明確にするよう努めること。

6 都道府県等による患者等の苦情や相談への対応

各都道府県等においては、医療に関する患者等の苦情や相談に対応し、医療安全対策を推進するため、医療法第6条の13に基づき設置された医療安全支援センターに相談窓口が設けられているところであるが、苦情や相談の内容が、派遣労働の問題に関わるような場合にも、必要に応じ都道府県労働局等とも連

携の上、適切な対応を行うようお願いしたいこと。

7 その他留意事項

今般の改正に基づき労働者派遣事業を行うに当たっては、法第5条に基づきあらかじめ労働者派遣事業の許可を受けなければならないことに留意すること。

第2 社会福祉施設等への看護師の日雇派遣について

1 改正の概要

病院等以外の場所（社会福祉施設等）において看護師が行う保健師助産師看護師法第5条に規定する業務（以下「看護業務」という。）については、労働者派遣が認められているところである。

他方、法第35条の4第1項の規定に基づき、派遣元事業主は、原則として、その雇用する日雇労働者（日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）について労働者派遣（以下「日雇派遣」という。）を行ってはならないこととされている。

今般の改正においては、同項に規定する「その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務」（以下「日雇派遣の例外業務」という。）として、社会福祉施設等において看護師が行う看護業務を追加することにより、社会福祉施設等への看護師の日雇派遣を可能とするもの。

なお、日雇派遣が可能となるのは、保健師助産師看護師法第5条に規定する看護師の業務であり、同法第6条に規定する准看護師が行う業務は、日雇派遣の対象とはならないこと。

改正内容については、別紙2を参照されたい。

なお、看護師の日雇派遣が可能となる社会福祉施設等とは、次の①から⑥までに掲げるもの以外の場所を指し、社会福祉施設等のうち、施設全体が医療法に規定する病院、診療所又は助産所であるものについては対象とならない。

①医療法第1条の5第1項に規定する病院

②医療法第1条の5第2項に規定する診療所（以下に掲げるものを除く。）

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設の中に設けられた診療所

- ・ 生活保護法第38条第1項第1号（※）に規定する救護施設の中に設けられた診療所

- ・ 生活保護法第38条第1項第2号（※）に規定する更生施設の中に設けら

れた診療所

- ・老人福祉法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームの中に設けられた診療所

- ・老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームの中に設けられた診療所

- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 39 条に規定する養護事業を行う施設の中に設けられた診療所

※ 中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。

③医療法第 2 条第 1 項に規定する助産所

④介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設

⑤介護保険法第 8 条第 29 項に規定する介護医療院

⑥医療を受ける者の居宅（介護保険法第 8 条第 3 項に規定する訪問入浴介護及び同法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。）

2 改正の趣旨

日雇派遣については、あまりにも短期の雇用・就業形態であり、派遣元事業主及び派遣先の双方で必要な雇用管理がなされず、労働者の保護に欠けるおそれがあることから、原則禁止とされているところであるが（法第 35 条の 4）、社会福祉施設等において看護師が行う看護業務については、社会福祉施設等における看護師の人材確保等の観点から、適切な事業運営、適正な雇用管理の実施を図るための措置を派遣元事業主及び派遣先双方に求めることとした上で、日雇派遣を可能とするものである。

派遣先である社会福祉施設等は、日雇派遣により業務に従事する看護師（以下「日雇派遣看護師」という。）の受入れに当たっては、これら改正の趣旨を十分踏まえること。

3 労働者派遣制度の趣旨・概要

第 1 の 4 を参照されたい。

4 社会福祉施設等が派遣労働者を受け入れる際の留意点

社会福祉施設等における医療関連業務については、緊密な連携が必要な高度なチーム医療は一般的に行われず、利用者の日常的な健康管理業務が中心とな

ることから、労働者派遣が認められているものである。また、社会福祉施設等において看護師が行う看護業務については、日雇派遣が原則禁止とされている中において、適切な事業運営、適正な雇用管理の実施が派遣元事業主及び派遣先で図られることを前提に、日雇派遣が認められるものである。

こうした趣旨を踏まえ、以下の点に留意の上、適切に対応すること。

なお、今回講じる措置については、社会福祉施設等における看護師確保の選択肢の一つとして労働者派遣の形態によることを可能とする趣旨であり、看護師確保に当たって必ず労働者派遣の形態によらなければならないこととするものではないこと。

(1) 適切な事業運営の実施を図るための措置

(イ) 派遣元事業主の選定に当たっての留意事項

派遣元事業主を選定する際には、日雇派遣看護師の質の確保が当該施設等において適切なサービスを提供するために必要不可欠であることを踏まえ、派遣元事業主の登録している日雇派遣看護師に対する

- ・ 知識、技術又は経験についての把握状況
- ・ 教育訓練の実施の有無等

について、十分に確認の上、適切な派遣元事業主を選定するよう努めること。

(ロ) 日雇派遣看護師が従事する業務の内容

社会福祉施設等における医療関連業務については、緊密な連携が必要な高度なチーム医療は一般的に行われず、利用者の日常的な健康管理業務が中心となることから、労働者派遣が認められるとの趣旨を踏まえ、派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約において、日雇派遣看護師の業務を、利用者の日常的な健康管理の範囲内とすること。

また、単に日常的な健康管理と定めるだけでなく、派遣就業日に求められる業務内容をできるだけ具体的に定めること。

なお、日常的な健康管理の業務内容は、施設類型や入所者等の状態等の個別の事情に応じて判断することが必要であるが、例えば、入所者等のバイタルチェックや、口腔ケア、服薬管理等が考えられる。

(ハ) 労働者派遣契約に定める日雇派遣看護師に求める条件

派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約において、必要に応じ、日雇派遣看護師に求める条件を定めること。

例えば、派遣先の施設類型と同じ施設類型における勤務経験、当該業務内容を適切に遂行するために必要な研修の受講等を条件とすることが考えら

れる。

(ニ) 業務内容の把握と派遣元事業主に対する適切な説明

派遣先は、労働者派遣契約を締結するに当たっては、日雇派遣看護師が従事する業務の内容を具体的に把握し、当該業務を行うために求められる知識、技術又は経験等について、派遣元事業主に対して事前に十分説明することにより、上記（ロ）及び（ハ）の措置を適切に実施し、派遣元事業主がそのニーズに応じた日雇派遣看護師の選定ができるよう努めること。

(ホ) 緊急時に備えた対応

派遣先は、あらかじめ緊急時の対応（相談すべき医師・医療機関を決めておき、緊急時に相談するなど）を定めておくこと。

また、派遣先は、当該緊急時の対応について、派遣元事業主に対して事前に十分に説明し、派遣元事業主から日雇派遣看護師に対する説明と派遣労働者の理解が図られるようにすること。

(ヘ) 派遣就業に際するオリエンテーション等の実施

派遣先は、日雇派遣看護師に対し、具体的な業務内容、利用者の状態、他のスタッフとの連携、緊急時の対応等についてオリエンテーションを実施するとともに、派遣元事業主と協力し必要な教育訓練を行うこと。

また、派遣就業開始前に、他のスタッフに対し、日雇派遣看護師の業務内容等を説明し、連携を促すこと。

(ト) 円滑な業務の引継ぎ

派遣先は、日雇派遣看護師の受け入れに伴い円滑に業務の引継ぎができるよう、業務に関する記録の作成や管理方法等の標準化に努めること。

(チ) 入所者等のプライバシー保護に対する配慮

派遣先は、日雇派遣看護師に対し、医療資格者の守秘義務等について、改めて十分に認識させること。

(リ) 利用者に対する配慮

派遣先は、利用者に対し、日雇派遣看護師を含むサービス提供者の勤務の体制等について丁寧に説明を行うなど、利用者に配慮し、円滑なサービスの実施を図ること。

(2) 適正な雇用管理の実施を図るための措置

(イ) 労働者派遣法上の責務

労働者派遣制度においては、派遣先に対して、派遣先責任者の選任等の一定の責務が課せられているほか、労働基準法、労働安全衛生法等に基づく事業主としての責務の一部（労働時間の管理、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等）が課せられており、責務を果たすこと。

(ロ) 労働・社会保険の加入状況等の確認

派遣先は、看護師を日雇派遣労働者として受け入れるに当たっては、当該日雇派遣看護師が、社会保険・労働保険の加入要件を満たす者である場合は、加入した者を受け入れるべきであり、又は、当該日雇派遣看護師が雇用保険法（昭和49年法律第116号）第43条第1項に規定する日雇労働被保険者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第2項に規定する日雇特例被保険者に該当し、日雇労働者被保険者手帳又は日雇特例被保険者手帳の交付を受けている者に係る印紙の貼付等の手続（以下「日雇手続」という。）を行う必要がある者である場合には、日雇手続を行う日雇派遣看護師を受け入れるべきであるところ、派遣元事業主から日雇派遣看護師について社会保険・労働保険の加入届出を行わない、又は日雇手続を行わない理由の通知を受けた場合において、当該理由が適正でないと考えられる場合には、派遣元事業主に対し、当該日雇派遣看護師について当該届出を行ってから派遣するように、又は当該日雇手続を行うよう求めること。

(ハ) 労働者派遣契約に定める就業条件の確保

派遣先は、労働者派遣契約で定められた就業条件について、当該日雇派遣看護師の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他の関係者に当該就業条件を記載した書面を交付し、又は就業場所に掲示する等により、周知の徹底を図ること。

また、定期的に日雇派遣看護師の就業場所を巡回し、当該日雇派遣看護師の就業の状況が労働者派遣契約の定めに反していないことを確認すること。

(ニ) 損害賠償を含む責任の所在の明確化

一般に、派遣労働者の業務遂行に伴い入所者などの第三者に損害を与えた場合、派遣元事業主と派遣先との間においては、社会福祉施設等が派遣先として損害賠償責任を負うものと考えられることを前提に、派遣元事業主との間で労働者派遣契約を締結する際には、損害賠償を含む責任の所在について明確にするよう努めること。

(ホ) 同一労働同一賃金に基づく日雇派遣看護師の待遇確保

派遣労働者に係る賃金、手当等の待遇については、雇用形態を理由とする不合理な差を解消するため、派遣元事業主において、派遣先均等均衡方式又は労使協定方式いずれかの方法により、公正な待遇を確保する義務がある（法第 30 条の 3、第 30 条の 4）。

この点、派遣先においても、以下の措置を講ずる義務があることに留意し、日雇派遣看護師について公正な待遇を確保するため、適切に対応すること。

- ・ 派遣元事業主が派遣労働者の公正な待遇を確保できるよう、派遣料金について配慮しなければならないこと（法第 26 条第 11 項）
- ・ 派遣契約を締結する前に、あらかじめ、派遣元事業主に対し、派遣先に雇用される通常の労働者であって、当該日雇派遣看護師と待遇を比較すべき労働者の待遇の内容等の情報を提供しなければならないこと（法第 26 条第 7 項）

第 3 派遣元事業主との連携について

本日付、派遣元事業者団体に対しては、別添 3 のとおり通知している。派遣先は、第 1 及び第 2 の労働者派遣を受け入れるに当たっては、別添 3 の通知の内容も踏まえ、派遣元事業主と連携を図ること。

○ 労働者派遣が可能となるへき地の範囲は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令(平成 18 年厚生労働省令第 70 号)により、次の表のとおり定められている(令和 2 年 12 月 1 日現在)。

※ へき地の範囲は、次の①～⑦に規定する地域をその区域に含む市町村としている。

①離島振興法第 2 条第 1 項、②奄美群島振興開発特別措置法第 1 条、③辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第 2 条第 1 項、④山村振興法第 7 条第 1 項、⑤小笠原諸島振興開発特別措置法第 4 条第 1 項、⑥過疎地自立促進特別措置法第 2 条第 1 項、⑦沖縄振興特別措置法第 3 条第 3 号

都道府県名	郡名	市町村名
北海道		函館市 小樽市 旭川市 釧路市 帯広市 夕張市 北見市 岩見沢市 網走市 留萌市 稚内市 美唄市 芦別市 赤平市 紋別市 士別市 名寄市 三笠市 根室市 砂川市 千歳市 歌志内市 深川市 富良野市 伊達市 石狩市 北斗市
	石狩郡	当別町 新篠津村
	松前郡	松前町 福島町
	上磯郡	知内町 木古内町
	亀田郡	七飯町
	茅部郡	鹿部町 森町
	二世郡	八雲町
	山越郡	長万部町
	檜山郡	江差町 上ノ国町 厚沢部町
	爾志郡	乙部町
	奥尻郡	奥尻町
	瀬棚郡	今金町
	久遠郡	せたな町
	島牧郡	島牧村
	寿都郡	寿都町 黒松内町
	磯谷郡	蘭越町
	虻田郡	二セコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 豊浦町 洞爺湖町
	岩内郡	共和町 岩内町
	古宇郡	泊村 神恵内村
	積丹郡	積丹町

古平郡	古平町
余市郡	仁木町 余市町 赤井川村
空知郡	南幌町 奈井江町 上砂川町
夕張郡	由仁町 長沼町 栗山町
樺戸郡	月形町 浦臼町 新十津川町
雨竜郡	妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 幌加内町
上川郡	鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 和寒町 剣淵町 下川町 新得町 清水町
空知郡	中富良野町 南富良野町
勇払郡	占冠村 厚真町 安平町 むかわ町
中川郡	美深町 音威子府村 中川町
増毛郡	増毛町
留萌郡	小平町
苫前郡	苫前町 羽幌町 初山別村
天塩郡	遠別町 天塩町 幌延町 豊富町
宗谷郡	猿払村
枝幸郡	浜頓別町 中頓別町 枝幸町
礼文郡	礼文町
利尻郡	利尻町 利尻富士町
網走郡	美幌町 津別町 大空町
斜里郡	斜里町 清里町 小清水町
常呂郡	訓子府町 置戸町 佐呂間町
紋別郡	遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町
有珠郡	壮瞥町
白老郡	白老町
沙流郡	日高町 平取町
新冠郡	新冠町
様似郡	様似町
浦河郡	浦河町
幌泉郡	えりも町
日高郡	新ひだか町
河東郡	音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町
河西郡	芽室町 中札内村 更別村
広尾郡	大樹町 広尾町

	中川郡	幕別町 池田町 豊頃町 本別町
	足寄郡	足寄町 陸別町
	十勝郡	浦幌町
	釧路郡	釧路町
	厚岸郡	厚岸町 浜中町
	川上郡	標茶町 弟子屈町
	阿寒郡	鶴居村
	白糠郡	白糠町
	野付郡	別海町
	標津郡	中標津町 標津町
	目梨郡	羅臼町
青森県		青森市 弘前市 八戸市 黒石市 五所川原市 十和田市 むつ市 つがる市 平川市
	東津軽郡	平内町 蓬田村 外ヶ浜町 今別町
	西津軽郡	鯺ヶ沢町 深浦町
	中津軽郡	西目屋村
	南津軽郡	大鰐町
	北津軽郡	板柳町 中泊町
	上北郡	野辺地町 七戸町 横浜町 東北町 六ヶ所村
	下北郡	大間町 東通村 佐井村 風間浦村
	三戸郡	三戸町 五戸町 田子町 南部町 新郷村
岩手県		盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一 関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市
	岩手郡	雫石町 葛巻町 岩手町
	紫波郡	紫波町
	和賀郡	西和賀町
	胆沢郡	金ヶ崎町
	西磐井郡	平泉町
	気仙郡	住田町
	上閉伊郡	大槌町
	下閉伊郡	山田町 岩泉町 田野畑村 普代村
	九戸郡	軽米町 洋野町 野田村 九戸村
	二戸郡	一戸町
宮城県		仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 角田市 登米市 栗

		原市 大崎市
	刈田郡	蔵王町 七ヶ宿町
	柴田郡	村田町 柴田町 川崎町
	伊具郡	丸森町
	亘理郡	山元町
	黒川郡	大和町 大衡村
	加美郡	色麻町 加美町
	遠田郡	涌谷町
	牡鹿郡	女川町
	本吉郡	南三陸町
秋田県		秋田市 能代市 横手市 大館市 男鹿市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市 大仙市 北秋田市 仙北市 にかほ市
	鹿角郡	小坂町
	北秋田郡	上小阿仁村
	山本郡	藤里町 三種町 八峰町
	南秋田郡	五城目町 八郎潟町 井川町
	仙北郡	美郷町
	雄勝郡	羽後町 東成瀬村
山形県		山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市 新庄市 寒河江市 上山市 村山市 天童市 東根市 尾花沢市 南陽市
	東村山郡	山辺町
	西村山郡	西川町 朝日町 大江町
	北村山郡	大石田町
	最上郡	金山町 最上町 舟形町 真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村
	東置賜郡	高畠町 川西町
	西置賜郡	小国町 白鷹町 飯豊町
	東田川郡	庄内町
	飽海郡	遊佐町
福島県		福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 喜多方市 相馬市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市
	伊達郡	川俣町
	安達郡	大玉村
	岩瀬郡	天栄村
	南会津郡	下郷町 檜枝岐村 只見町 南会津町

	耶麻郡	北塩原村 西会津町 磐梯町 猪苗代町
	河沼郡	会津坂下町 湯川村 柳津町
	大沼郡	三島町 金山町 昭和村 会津美里町
	西白川郡	西郷村
	東白川郡	棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村
	石川郡	石川町 玉川村 平田村 古殿町
	田村郡	三春町 小野町
	双葉郡	広野町 檜葉町 川内村 大熊町 浪江町 葛尾村
	相馬郡	飯館村
茨城県		日立市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 常陸大宮市
	東茨城郡	城里町
	久慈郡	大子町
	北相馬郡	利根町
栃木県		宇都宮市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市
	芳賀郡	茂木町 市貝町
	塩谷郡	塩谷町
	那須郡	那須町 那珂川町
群馬県		前橋市 高崎市 桐生市 沼田市 渋川市 藤岡市 安中市 みどり市
	多野郡	上野村 神流町
	甘楽郡	下仁田町 南牧村 甘楽町
	吾妻郡	中之条町 長野原町 嬬恋村 高山村 東吾妻町
	利根郡	片品村 川場村 昭和村 みなかみ町
埼玉県		飯能市 秩父市 本庄市
	入間郡	越生町
	比企郡	ときがわ町
	秩父郡	横瀬町 皆野町 小鹿野町 東秩父村
	児玉郡	神川町 美里町
	大里郡	寄居町
千葉県		館山市 勝浦市 市原市 鴨川市 君津市 南房総市 いすみ市
	香取郡	多古町 東庄町
	長生郡	長南町
	夷隅郡	大多喜町

	安房郡	鋸南町
東京都	西多摩郡	檜原村 奥多摩町
		大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村
神奈川県		相模原市
	足柄上郡	山北町
	足柄下郡	真鶴町
	愛甲郡	清川村
新潟県		新潟市 長岡市 三条市 柏崎市 新発田市 十日町市 村上市 加茂市 糸魚川市 妙高市 五泉市 上越市 佐渡市 魚沼市 南 魚沼市 胎内市
	東蒲原郡	阿賀町
	三島郡	出雲崎町
	南魚沼郡	湯沢町
	中魚沼郡	津南町
	刈羽郡	刈羽村
	岩船郡	関川村 粟島浦村
富山県		富山市 魚津市 高岡市 氷見市 滑川市 黒部市 砺波市 小矢 部市 南砺市
	中新川郡	上市町 立山町
	下新川郡	朝日町
石川県		金沢市 七尾市 小松市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市 白山 市 能美市
	河北郡	津幡町
	羽咋郡	志賀町 宝達志水町
	鹿島郡	中能登町
	鳳珠郡	穴水町 能登町
福井県		福井市 敦賀市 小浜市 大野市 勝山市 あわら市 坂井市
	吉田郡	永平寺町
	今立郡	池田町
	南条郡	南越前町
	丹生郡	越前町
	三方郡	美浜町
	大飯郡	高浜町 おおい町

	三方上中郡	若狭町
山梨県		甲府市 都留市 山梨市 大月市 韭崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市
	西八代郡	市川三郷町
	南巨摩郡	早川町 身延町 南部町 富士川町
	南都留郡	道志村 鳴沢村 富士河口湖町
	北都留郡	小菅村 丹波山村
長野県		長野市 松本市 上田市 飯田市 諏訪市 須坂市 伊那市 駒ヶ 根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市
	南佐久郡	小海町 川上村 南牧村 南相木村 北相木村 佐久穂町
	北佐久郡	軽井沢町 立科町
	小県郡	青木村 長和町
	上伊那郡	辰野町 箕輪町 中川村
	下伊那郡	松川町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍 村 泰阜村 喬木村 豊丘村 大鹿村
	木曽郡	上松町 南木曽町 木祖村 王滝村 大桑村 木曽町
	東筑摩郡	麻績村 生坂村 山形村 朝日村 筑北村
	北安曇郡	池田町 松川村 白馬村 小谷村
	上高井郡	高山村
	下高井郡	山ノ内町 木島平村 野沢温泉村
	上水内郡	信濃町 小川村 飯綱町
	下水内郡	栄村
岐阜県		大垣市 高山市 多治見市 関市 中津川市 美濃市 瑞浪市 恵 那市 土岐市 可児市 山県市 飛騨市 本巣市 郡上市 下呂市
	不破郡	関ヶ原町
	揖斐郡	揖斐川町
	加茂郡	七宗町 八百津町 白川町 東白川村
	可児郡	御嵩町
	大野郡	白川村
静岡県		静岡市 浜松市 下田市 熱海市 沼津市 富士宮市 伊豆市 伊 豆の国市 藤枝市 島田市 掛川市
	賀茂郡	河津町 東伊豆町 南伊豆町 西伊豆町 松崎町
	榛原郡	川根本町
	周智郡	森町

愛知県		岡崎市 豊田市 西尾市 新城市
	北設楽郡	設楽町 東栄町 豊根村
	知多郡	南知多町
三重県		津市 伊勢市 松阪市 名張市 尾鷲市 亀山市 鳥羽市 熊野市 いなべ市 志摩市 伊賀市
	多気郡	多気町 大台町
	度会郡	度会町 大紀町 南伊勢町
	北牟婁郡	紀北町
	南牟婁郡	御浜町 紀宝町
滋賀県		長浜市 近江八幡市 栗東市 甲賀市 高島市 東近江市 米原市
	犬上郡	多賀町
京都府		京都市 福知山市 舞鶴市 綾部市 宇治市 宮津市 亀岡市 京 丹後市 南丹市
	綴喜郡	宇治田原町
	相楽郡	笠置町 和束町 南山城村
	船井郡	京丹波町
	与謝郡	伊根町 与謝野町
大阪府	南河内郡	千早赤阪村
兵庫県		姫路市 洲本市 相生市 豊岡市 たつの市 西脇市 三木市 三 田市 丹波篠山市 養父市 丹波市 南あわじ市 朝来市 淡路市 宍粟市 加東市
	多可郡	多可町
	神崎郡	神河町 市川町
	赤穂郡	上郡町
	佐用郡	佐用町
	美方郡	香美町 新温泉町
奈良県		奈良市 天理市 桜井市 五條市 御所市 宇陀市
	山辺郡	山添村
	磯部郡	三宅町
	宇陀郡	曽爾村 御杖村
	高市郡	明日香村
	吉野郡	吉野町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村
和歌山県		海南市 田辺市 新宮市 紀の川市

	海草郡	紀美野町
	伊都郡	かつらぎ町 九度山町 高野町
	有田郡	湯浅町 広川町 有田川町
	日高郡	日高町 由良町 日高川町 印南町 みなべ町
	西牟婁郡	白浜町 上富田町 すさみ町
	東牟婁郡	那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村 串本町
鳥取県		鳥取市 倉吉市
	岩美郡	岩美町
	八頭郡	若桜町 智頭町 八頭町
	東伯郡	三朝町 琴浦町
	西伯郡	大山町 南部町 伯耆町
	日野郡	日南町 日野町 江府町
島根県		松江市 浜田市 出雲市 益田市 大田市 安来市 江津市 雲南市
	仁多郡	奥出雲町
	飯石郡	飯南町
	邑智郡	川本町 美郷町 邑南町
	鹿足郡	津和野町 吉賀町
	隠岐郡	海士町 西ノ島町 知夫村 隠岐の島町
岡山県		岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市 美作市
	和気郡	和気町
	小田郡	矢掛町
	真庭郡	新庄村
	苫田郡	鏡野町
	勝田郡	勝央町 奈義町
	英田郡	西粟倉村
	久米郡	久米南町 美咲町
	加賀郡	吉備中央町
広島県		広島市 竹原市 呉市 三原市 尾道市 福山市 府中市 三次市 庄原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 江田島市
	山県郡	安芸太田町 北広島町
	豊田郡	大崎上島町
	世羅郡	世羅町

	神石郡	神石高原町
山口県		下関市 宇部市 山口市 萩市 防府市 下松市 岩国市 光市 長門市 柳井市 美祢市 周南市
	大島郡	周防大島町
	熊毛郡	上関町 田布施町 平生町
	阿武郡	阿武町
徳島県		阿南市 吉野川市 阿波市 美馬市 三好市
	勝浦郡	勝浦町 上勝町
	名東郡	佐那河内村
	名西郡	神山町
	那賀郡	那賀町
	海部郡	牟岐町 美波町 海陽町
	美馬郡	つるぎ町
	三好郡	東みよし町
香川県		高松市 丸亀市 坂出市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市 三豊市
	小豆郡	土庄町 小豆島町
	木田郡	三木町
	香川郡	直島町
	綾歌郡	綾川町
	仲多度郡	琴平町 多度津町 まんのう町
愛媛県		松山市 今治市 宇和島市 八幡浜市 新居浜市 西条市 大洲市 伊予市 四国中央市 西予市 東温市
	越智郡	上島町
	上浮穴郡	久万高原町
	伊予郡	砥部町
	喜多郡	内子町
	西宇和郡	伊方町
	北宇和郡	松野町 鬼北町
	南宇和郡	愛南町
高知県		高知市 室戸市 安芸市 南国市 土佐市 須崎市 宿毛市 土佐 清水市 四万十市 香南市 香美市
	安芸郡	東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村
	長岡郡	本山町 大豊町

	土佐郡	土佐町 大川村
	吾川郡	いの町 仁淀川町
	高岡郡	中土佐町 佐川町 越知町 梶原町 日高村 津野町 四万十町
	幡多郡	大月町 三原村 黒潮町
福岡県		北九州市 福岡市 大牟田市 飯塚市 田川市 八女市 豊前市 筑紫野市 宗像市 うきは市 宮若市 嘉麻市 朝倉市 みやま市 糸島市 那珂川市
	糟屋郡	篠栗町 新宮町
	遠賀郡	芦屋町
	鞍手郡	小竹町 鞍手町
	朝倉郡	筑前町 東峰村
	八女郡	広川町
	田川郡	香春町 添田町 川崎町 大任町 赤村 福智町
	京都郡	みやこ町
	築上郡	築上町 上毛町
佐賀県		佐賀市 唐津市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 嬉野市 神 埼市
	東松浦郡	玄海町
	杵島郡	大町町 江北町 白石町
	藤津郡	太良町
長崎県		長崎市 佐世保市 島原市 諫早市 平戸市 松浦市 対馬市 壱 岐市 五島市 西海市 雲仙市 南島原市
	東彼杵郡	東彼杵町
	北松浦郡	小値賀町 佐々町
	南松浦郡	新上五島町
熊本県		八代市 人吉市 水俣市 玉名市 天草市 山鹿市 菊池市 宇土 市 上天草市 宇城市 阿蘇市
	下益城郡	美里町
	玉名郡	南関町 和水町
	菊池郡	大津町
	阿蘇郡	南小国町 小国町 産山村 高森町 西原村 南阿蘇村
	上益城郡	御船町 甲佐町 山都町
	葦北郡	芦北町 津奈木町
	球磨郡	多良木町 湯前町 水上村 相良村 五木村 山江村 球磨村 あ さぎり町

大分県		大分市 別府市 中津市 日田市 佐伯市 臼杵市 津久見市 竹田市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 豊後大野市 由布市 国東市
	東国東郡	姫島村
	速見郡	日出町
	玖珠郡	九重町 玖珠町
宮崎県		宮崎市 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市
	西諸県郡	高原町
	東諸県郡	国富町 綾町
	児湯郡	西米良村 木城町 川南町 都農町
	東臼杵郡	諸塚村 美郷町 椎葉村
	西臼杵郡	高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町
鹿児島県		鹿児島市 鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表市 垂水市 薩摩川内市 日置市 曾於市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 志布志市 奄美市 南九州市 伊佐市 始良市
	鹿児島郡	三島村 十島村
	薩摩郡	さつま町
	出水郡	長島町
	始良郡	湧水町
	曾於郡	大崎町
	肝属郡	東串良町 錦江町 南大隅町 肝付町
	熊毛郡	中種子町 南種子町 屋久島町
	大島郡	大和村 宇検村 瀬戸内町 龍郷町 喜界町 徳之島町 天城町 伊仙町 和泊町 知名町 与論町
沖縄県		名護市 うるま市 南城市 宮古島市 石垣市
	国頭郡	国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町 伊江村
	島尻郡	伊平屋村 伊是名村 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 久米島町 南大東村 北大東村
	宮古郡	多良間村
	八重山郡	竹富町 与那国町